

## 〈県外で定期予防接種・ロタウイルスワクチンを受ける場合に必要な手続き〉

①お子さまの出生届出の際に、予防接種交付申出書を記入し予防接種予診票をお受け取りください。申請には母子健康手帳が必要です。

※里帰り等で他市にて出生届出をされた場合は、別途、鈴鹿市健康づくり課(鈴鹿市保健センター内)で交付申請が必要です。

②「[県外での予防接種の実施申出書](#)」(第1号様式)を記入し、鈴鹿市健康づくり課にご提出ください。(郵送での申出可)

③申出書の受理後、2週間程度で鈴鹿市から実施医療機関等に「依頼書(※)」を発行します。

あわせて、鈴鹿市から申請者(保護者)に依頼書の発行完了について通知します。

※「依頼書」…予防接種の実施責任が鈴鹿市長にあることを明確にしたものであり、依頼した予防接種により健康被害が生じた場合には鈴鹿市が措置を講じます。

④医療機関等に「依頼書」の到着を確認してから、鈴鹿市の予診票を使用して自費で予防接種を受けてください。

接種後に医療機関から以下を受領してください。また、接種時は母子健康手帳を持参し接種を記録してもらいましょう。

●領収書(各予防接種費用がわかるもの)

●接種を受けた予防接種予診票

⑤以下の必要書類を揃えて、接種日の6月後末日までに鈴鹿市健康づくり課に申請してください。

定期予防接種の助成限度額は「[鈴鹿市定期予防接種県外接種助成限度額一覧表](#)」でご確認ください。

●領収書(各予防接種費用がわかるもの)

●接種を受けた予防接種の予診票(原本)

●定期予防接種を受けた方→「[鈴鹿市定期予防接種県外接種助成金交付申請書兼請求書](#)」(第2号様式)・(記入例)

●ロタウイルスワクチンを受けた方→「[鈴鹿市ロタウイルスワクチン接種費助成金申請書兼請求書](#)」(第4号様式)

⑥審査により交付が決定しましたら、指定された口座に助成金を振り込みます。(助成金申請から振込みまで約2～3か月かかります)

・各様式はダウンロードしてご使用ください。健康づくり課窓口でもお受け取りいただけます。

・事前に実施申出をせずに受けた県外での予防接種は助成対象外となります。

提出先・お問い合わせ先 〒513-0809 鈴鹿市西条五丁目 118 番地の 3 鈴鹿市健康づくり課(鈴鹿市保健センター内)地域医療 G  
TEL:059-382-2252 FAX:059-382-4187(平日 8:30~17:15)